

## 特別区人事委員会勧告について

本年の特別区人事委員会勧告の取扱いについて、特別区長会（以下「区長会」という。）として、給料表及び勤勉手当の年間支給月数の改定を行わないこととしたので、報告します。

### 1 勧告の主な内容

#### (1) 月例給

公民較差（△9,671円、△2.46%）を解消するため、給料表を改定

行政職給料表(一)：原則全ての級及び号給の給料月額を引下げ（平均改定率△2.6%）

#### (2) 特別給（期末手当・勤勉手当）

民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ（現行4.5月⇒4.6月）、勤勉手当に割振り

◎職員の平均年間給与は、約12万3千円の減

### 2 これまでの経過

平成30年10月10日 特別区人事委員会勧告  
10月～ 区長会などで今後の対応を検討  
職員団体等と給与改定以外の交渉  
11月16日 区長会として上記1の内容を実施しないことを決定  
11月21日 職員団体等へ上記1の内容を実施しないことを伝達

### 3 改定を行わない理由

- (1) 今回の引下げ勧告は、30年振りに実施した行政系人事・給与制度の抜本的な改正の過渡期に生じた一過性の歪みが主な要因であると考えている。勧告どおり実施した場合、行政系人事・給与制度改正の円滑な実施に重大な支障が生じる懸念があること。
- (2) 民間企業をはじめ、国や多くの地方自治体において給与水準の引上げが見込まれる中で、有為な人材の確保がより厳しくなるおそれがあり、かつ、引下げの影響は特別区の常勤職員のみならず、多方面に及ぶことも懸念されること。
- (3) 職員の給与は、国家公務員の給与水準に準ずることや他の地方自治体との制度的均衡を図ることが求められている中、現在の特別区の給与水準は、国家公務員の給与水準と概ね均衡した状況にあるほか、多くの地方自治体においても給与水準の引上げが見込まれる現在の情勢についても考慮する必要があること。

#### 4 今後の対応

特別区人事委員会が、中立・専門的な第三者機関であることを踏まえた上で、行政系人事・給与制度改革に伴う現在の給与制度適用の実態を十分に斟酌し、来年の公民比較方法について検討するよう、特別区人事委員会に要望していく。